（指定を受けたものとみなす特定装置）

第五条　法第七十五条の三第八項の国土交通省令で定める特定装置は、次の表の上欄に掲げるものとし、同項の認定その他の証明は、同表の上欄に掲げる特定装置の種類に応じ、国土交通大臣が告示で定める国が、車両並びに車両への取付け又は車両における使用が可能な装置及び部品に係る調和された技術上の国際連合規則の諸採択並びにこれらの国際連合の諸規則に基づいて行われる認定の相互承認のための条件に関する協定に附属する同表の下欄に掲げる規則に基づき行う認定によるものとする。

特定装置の種類	規則番号
一～五の七　（略）	（略）
五の八　第二条第五号の八の燃料タンク 五の九　第二条第五号の九の燃料タンク及び燃料タンク取付装置	第三十四号第四改訂版
五の十～六の二　（略）	（略）
六の三　第二条第六号の三のポールとの側面衝突時の燃料漏れ防止装置、感電防止装置及び乗員保護装置	第百三十五号第二改訂版
六の三の二　第二条第六号の三の二のポールとの側面衝突時の燃料漏れ防止装置及び乗員保護装置	
六の四・六の五　（略）	（略）
六の六　第二条第六号の六の歩行者頭部保護装置及び歩行者脚部保護装置	第百二十七号第四改訂版
六の七～十一の四　（略）	（略）
十一の五　第二条第十一号の五の運転者席	第百二十五号第二改訂版
十一の六　第二条第十一号の六の運転者席	第百六十七号
十二　第二条第十二号の座席	第十七号第十改訂版
十三　第二条第十三号の座席及び頭部後傾抑止装置	
十三の二～三十五の四　（略）	（略）
三十六　第二条第四十二号の後写鏡等 三十七　第二条第四十三号の後写鏡等及び後写鏡等取付装置	第四十六号第五改訂版 第八十一号
三十七の二　第二条第四十三号の二の直前直左右確認装置	第百六十六号
三十七の三　第二条第四十三号の三の直前直左右確認装置及び直前直左右確認装置取付装置	
三十八～四十一　（略）	（略）

（指定を受けたものとみなす特定装置）

第五条　法第七十五条の三第八項の国土交通省令で定める特定装置は、次の表の上欄に掲げるものとし、同項の認定その他の証明は、同表の上欄に掲げる特定装置の種類に応じ、国土交通大臣が告示で定める国が、車両並びに車両への取付け又は車両における使用が可能な装置及び部品に係る調和された技術上の国際連合規則の諸採択並びにこれらの国際連合の諸規則に基づいて行われる認定の相互承認のための条件に関する協定に附属する同表の下欄に掲げる規則に基づき行う認定によるものとする。

特定装置の種類	規則番号
一～五の七　（略）	（略）
五の八　第二条第五号の八の燃料タンク 五の九　第二条第五号の九の燃料タンク及び燃料タンク取付装置	第三十四号第三改訂版
五の十～六の二　（略）	（略）
六の三　第二条第六号の三のポールとの側面衝突時の燃料漏れ防止装置及び乗員保護装置	第百三十五号第二改訂版
六の四・六の五　（略）	（略）
六の六　第二条第六号の六の歩行者頭部保護装置及び歩行者脚部保護装置	第百二十七号第三改訂版
六の七～十一の四　（略）	（略）
十一の五　第二条第十一号の五の運転者席	第百二十五号改訂版 第百二十五号第二改訂版
十二　第二条第十二号の座席 十三　第二条第十三号の座席及び頭部後傾抑止装置	第十七号第十改訂版
十三の二～三十五の四　（略）	（略）
三十六　第二条第四十二号の後写鏡等 三十七　第二条第四十三号の後写鏡等及び後写鏡等取付装置	第四十六号第五改訂版 第八十一号
三十八～四十一　（略）	（略）